(ロ)　投資勘定

歳入については、運用収入として株式会社国際協力銀行及び地方公共団体金融機構等の納付金、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、前年度剰余金受入等と合わせて計8,348億円を見積もることとしている。

歳出については、日本企業によるインフラ海外展開への支援や資源の安定供給の確保等を図ることとし、3,792億円（28年度当初予算額2,973億円）の産業投資支出を行うこととしている。

また、復興債の償還の支払財源に充てるため、この勘定から一般会計への繰入金として、554億円を計上することとしている。

なお、29年度においては、地方の財源不足の補塡に充てるため、地方公共団体金融機構の納付金（4,000億円）を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れることとしている。

(ハ)　特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を行うため、273億円の特定国有財産整備費を計上している。

④　年金特別会計

この会計は、「国民年金法」（昭34法141）、「厚生年金保険法」（昭29法115）及び「健康保険法」（大11法70）に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」（昭46法73）等に基づく児童手当等及び「子ども・子育て支援法」（平24法65）に基づく地域子ども・子育て支援事業等に関する経理を明確にするために設けられたものである。

(イ)　基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

(ロ)　国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平16法166）に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、19,396億円を一般会計から受け入れることとしている。

(ハ)　厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、94,825億円を一般会計から受け入れることとしている。

なお、27年度（10月）から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

(ニ)　健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、59億円を受け入れることとしている。

(ホ)　子ども・子育て支援勘定においては、歳出では、児童手当について、３歳未満の児童一人につき月額15,000円を、３歳以上小学校修了までの児童（第１子・第２子）一人につき月額10,000円を、３歳以上小学校修了までの児童（第３子以降）一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額10,000円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額5,000円を支給することとしている。また、子ども・子育て支援新制度における地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図るための地域子ども・子育て支援事業費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、12,468億円を受け入れることとしている。

(ヘ)　業務勘定においては、業務の取扱い等に必要な経費（日本年金機構に対する運営費を含む。）を計上している。

⑤　東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

歳出については、復興事業等を行うため、26,896億円を計上している。

なお、「復興庁設置法」（平23法125）第４条第２項の規定により、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として18,153億円を一括計上している。

(3)　政府関係機関

29年度において、４つの政府関係機関があるが、このうち株式会社日本政策金融公庫と株式会社国際協力銀行について概説する。

①　株式会社日本政策金融公庫

この公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的としている。

また、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平22法38）に基づく業務の特例として、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものを事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

さらに、「産業競争力強化法」（平25法98）に基づく業務の特例として、産業競争力強化の観点から事業再編等を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

(イ)　国民一般向け業務

29年度においては、小規模事業者の資金繰り支援、創業・事業再生や観光需要の獲得等の地域活性化に資する取組の支援を重点的に行うとともに、東日本大震災による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、小規模事業者経営改善資金貸付2,900億円（28年度2,700億円）を含め総額26,803億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金40億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金75億円、財政融資資金の借入れ18,590億円、社債の発行による収入2,450億円等を予定している。

(ロ)　農林水産業者向け業務

29年度においては、農林漁業の持続的かつ健全な発展等の取組に加え、東日本大震災による被災農林漁業者の経営再建等を図るために必要な資金需要に的確に対応するとともに、「農業競争力強化支援法（仮称）」に基づき、事業再編を通じ、農業資材事業者等が生産性の向上等を図るための取組を支援する貸付制度を創設することとし、貸付規模として4,200億円を計上しており、対象事業別の貸付計画は、経営構造改善2,989億円、基盤整備368億円、一般施設609億円、経営維持安定184億円及び災害50億円である。